

北海道告示第11273号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年9月14日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提 出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
<p>道内地方空港新規路線誘致促進事業補助金</p> <p>道内地方空港への新規航空路線の誘致に資するため、道外空港と中標津空港、紋別空港、丘珠空港、奥尻空港、利尻空港（以下、「民間委託外空港」という。）とを結ぶ路線及び民間委託外空港間を結ぶ路線に就航する航空会社に対し、地上支援業務に要する経費について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>本邦航空運送事業者</p>	<p>補助事業に要した次の経費とする。ただし、賃金（補助事業に不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費を除く。）、食糧費、消費税及び地方消費税を除く。</p> <p>(1) 補助事業に係る民間委託外空港のシステムやカウンター等の整備及び賃借に要する経費</p> <p>(2) 補助事業に係るデアイシング経費</p>	<p>(1) 2分の1以内とする。ただし、1年度あたり150万円を限度とする。</p> <p>(2) 10分の10以内とする。ただし、着陸1回あたり20万円、1年あたり合計で320万円を限度とする。</p> <p>寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>総政第2号様式 総政第6号様式 (補助事業に係る民間委託外空港のシステムやカウンター等の整備及び賃借に要する経費がある場合に限る。)</p> <p>総政第15号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第6号様式 (補助事業に係る民間委託外空港のシステムやカウンター等の整備及び賃借に要する経費がある場合に限る。)</p> <p>総政第30号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>	<p>—</p>	